平成２６年（フ）第４８号
奈良市富雄元町１丁目20番６―303号
債務者　松澤　由美
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８号
広島県尾道市栗原西１丁目７番15号
債務者　水田　文夫
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１２号
愛媛県松山市道後樋又８番29号　メゾンド・ル一道後樋又317号
債務者　新澤キクミ
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地35棟11号
債務者　一柳　悦美
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３号
愛媛県松山市石手２丁目９番21号
債務者　二村　一夫
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７号
愛媛県伊予市米湊1555番地１　山陽ハイツ101号
債務者　小西　　徹
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６８号
福岡県久留米市合川町133番地２　ファミール合川３番館201号
債務者　鷹取　涼子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２６号
福岡県久留米市南２丁目３番６―11号
債務者　田村　久幸
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３３号
佐賀県伊万里市山代町城3785番地
債務者　山下恵梨香
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３４号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田2653―３、住民票上の住所佐賀県神埼市脊振町広滝1012番地13
債務者　栗原　広文（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第４６号
宮崎市大字赤江1377番地１
債務者　重久エツ子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７０６号
千葉県我孫子市湖北台７丁目19番79―205号
債務者　久野　義男
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２９号
千葉県松戸市五香７丁目56番地の１　グランドム一ル90Ａ―２
債務者　加藤真理子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４１号
千葉県柏市布施1972番地の３
債務者　佐々木　実
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６８号
千葉県野田市柏寺633番地43
債務者　増田　隆輝
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７０号
千葉県柏市名戸ケ谷１丁目５番３号　ドルフ永楽台Ｂ―101号
債務者　河野　法子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６４７号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目31番地　ロイヤルシャト一園田205号
債務者　山下　小諸（旧姓仲田）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４号
兵庫県西宮市名塩南台２丁目16番地２
債務者　水上　　陞
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係